

「スマート農業産地形成実証」
に関するQ & A

令和4年1月27日

目次

【全般】	8
問1-1 本事業の趣旨いかん。国としてどのような成果を期待しているのか。	8
問1-2 令和3年度までのスマート農業実証プロジェクトからどのように変わるのか。	8
問1-3 「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」（令和3年度補正予算）と 「スマート農業社会実装加速化のための技術開発・実証」（令和4年度当初予算）は何が 違うのか。	8
問1-4 実証の対象となる「産地」とはどのくらいの範囲で、何に取り組むことを想定し ているか。	8
問1-5 作業集約やシェアリングは、具体的にどのような取組を想定しているか。	9
問1-6 作業集約化やシェアリングの取組以外は対象外となるか。	9
問1-7 新規採択に係る予算はいくらなのか。	9
問1-8 新規に何地区採択する予定なのか。	9
問1-9 本事業の実施体制はどのようになるのか。	9
問1-10 データ解析や実証グループに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。 ...	10
【実証グループの体制】	10
問2-1 実証グループの体制について、何か制限はあるのか。	10
問2-2 「産地を形成する農業団体」とは具体的にどのような団体か。	10
問2-3 「実証代表者」と「実証実施責任者」、「進行管理役」の違いは何か。兼務できるの か。	10
問2-4 実証代表者や進行管理役は研究者（研究職の者）でなくても良いか。	11
問2-5 代表機関の資格要件は何か。	11
問2-6 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。	11
問2-7 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要な のか。	11
問2-8 予算管理を外部に委託することは可能か。	11
問2-9 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究 機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は実証管理運営機関 とする必要があるか。	12
問2-10 代表機関に代わって共同実証機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように 記載すべきか。	12
問2-11 実証管理運営機関の資格要件は何か。	12
問2-12 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」 があるが、違いは何か。	13
問2-13 実証グループを構成して実証課題を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立し ている必要があるか。	13
問2-14 事業費を受け取らずに実証グループに参画することは可能か。	13
問2-15 事業費を受けずに実証グループに参加して実証を行う場合、提案書に記載する必 要があるか。	13

問 2-16	海外の機関も実証グループに参画することは可能か。	13
問 2-17	当初、実証管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。	14
問 2-18	部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。	14
問 2-19	部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。 ...	14
問 2-20	地域の中核的な生産者が、自らスマート農機を利用するのと併せて、シェアリング等の新サービスを行うようなビジネスモデルを想定している場合、「生産者」と「サービス事業体」が同一主体となりますが、問題ないか。	14
問 2-21	「産地を形成する農業団体」として生産部会が参画してデータを収集する場合、法人格がないが、データ提供契約はどのようにすれば良いか。	15
問 2-22	農作業受託組織（コントラクター等）が実証グループに参画することは可能か。 ...	15
問 2-23	本事業にベンチャー企業も参画できるのか。	15
問 2-24	農業機械メーカーに期待する役割は何か。	15
問 2-25	農業機械メーカーが実証グループに参加せずに協力会社という立場で参画することは可能か。	15
問 2-26	農業機械メーカーの代理店等が実証グループに参画することは可能か。	15
問 2-27	導入する農業機械等のメーカー全てが実証グループの構成員になる必要があるのか。	16
問 2-28	実証グループに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。	16
問 2-29	実証グループの中で経営の専門家を構成員としてもよいか。	16
問 2-30	農研機構が実証グループの構成員となることはあるのか。	16
問 2-31	構成員のエフォートの下限はあるか。	16
問 2-32	都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。	17
問 2-33	参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関（含む代表機関）に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いいかん。	17
問 2-34	採択された場合、委託契約を農研機構と実証代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育及び公的研究費の適正使用にかかる研修を実施した旨の「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育及び研修を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。	17
問 2-35	事業費を受けずにコンソーシアムに参加して実証を行う場合であっても、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出する必要があるか。	18
問 2-36	品目部会は、公募要領 4 の（1）の①の「カ」に該当し、部会に所属する農家個人が「オ」の生産者に該当するが、別紙 1（生産者の定義）の 3 ポツには「集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業を営む者が構成員となっている任意団体」とあり、品目部会も「オ」に該当するように読める。ここでいう「任意団体」とは何か。また、提案書の「母体となる経営体」にはどのように記載すべきか。	18
問 3-1	実施期間が 2 年間であるのはなぜか。	18
問 3-2	実証は令和 4 年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画で	

もよいのか。	18
問 3-3 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいか。	18
問 3-4 4月の採択では間に合わない作業はどうなるのか。また、2年間の実証期間では、 同じ作型で2回実証できない場合もあるがよいか。	19
【実証を行う農場について】	19
問 4-1 実証を行う農場の規模要件はあるのか。	19
問 4-2 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。	19
問 4-3 生産者のほ場は借り上げるのか。	19
問 4-4 令和3年度は、「水稲のみを対象とした生産技術の導入を主な目的とした取組は対 象としない」との要件があったが、今回も同様か。	19
問 4-5 1つの実証グループで複数の作目を実証してもよいか。	20
問 4-6 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。	20
問 4-7 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があ るのか。	20
問 4-8 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱いは本 事業の対象となるのか。	20
問 4-9 実証を行う農場への視察の受け入れ基準はあるのか。(県外でも受け入れる必要が あるのか。)	20
問 4-10 経営分析の対照区の設定はどうするのか。	21
問 4-11 機械の安全走行など、実証に伴うリスクはどのような対応になるのか。	21
問 4-12 規制(農業機械の自動走行やドローンの無人航空等)にはどう対処するか。	21
問 4-13 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となる ものはないか。	21
問 4-14 みどりの食料システム戦略に関する取組は必須か。	21
【事業への応募について】	22
問 5-1 実証目標のうち、産地における経営全体の改善に係るものの目標年次はどのよう に設定すればよいか。	22
問 5-2 シェアリングを行う場合、個々の実証経営体が提出するデータは何戸から収集す べきか。	22
問 5-3 中核農家がスマート農機を導入し、周辺農家からの作業請負に取り組む場合、ど のようなデータを収集すべきか。	22
問 5-4 令和4年度当初予算では「スマート農業産地モデル実証」は公募しないのか。	22
問 5-5 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。	23
問 5-6 e-Rad は実証に参画する者全員が登録する必要があるのか。	23
問 5-7 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。	23
問 5-8 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。	23
問 5-9 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。	24
問 5-10 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。	24
問 5-11 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として 登録する必要があるのか。	24

問 5-12 e-Rad において応募する際に、提出が必要な書類は何か。	24
【事業費の対象について】	25
問 6-1 実証する技術・機械等はどうのようなものが対象となるのか。	25
問 6-2 事業費や機械・備品費の購入金額に上限はあるか。また、産地単位の取組のため に、同一機種を複数台導入することはできるか。	25
問 6-3 圃場センサーや施設の環境制御装置など、個人農家での使用が前提となっていて シェアリングの難しい機器は導入の対象外か。	25
問 6-4 スマート農機以外の機器について、例えば、広域的なシェアリングに必要となる スマート農機の運搬用トラック等、実証に必要不可欠なものは、レンタル、リースでの 調達が認められるか。	26
問 6-5 ベンチャー企業が開発した機械は備品費の対象となるか。	26
問 6-6 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに載っていない技術は対象 となるか。	26
問 6-7 海外の技術は対象となるか。	26
問 6-8 新しい品種や資材は対象となるか。	26
問 6-9 実証において導入する機械の利益排除の考え方がいいか。	26
問 6-10 自社製品を基に改造を加えるが、どのように予算計上すれば良いか。	27
問 6-11 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。	27
問 6-12 既存設備等の改良・改造は、対象となるのか。	27
問 6-13 事業を行うための土地改良に係る経費は、事業費の対象となるか。	27
問 6-14 2年目に新たに機械を導入することは可能か。	27
問 6-15 本事業の中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。	27
問 6-16 システムの導入費、改良費は対象となるか。	28
問 6-17 複数の企業や大学が参画して実証課題の実施を予定しているが、人件費単価はそ れぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。 ...	28
問 6-18 都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、 それらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。	28
問 6-19 都道府県の試験研究機関等が実証グループに参画する場合、人件費は対象となる か。	28
問 6-20 補助員であっても実証課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能 か。	28
問 6-21 実証で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。	28
問 6-22 実証に参画する農家に対する対価は何が対象となるのか。	29
問 6-23 実証課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。	29
問 6-24 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。（概算払いはあるのか。）	29
問 6-25 一般管理費は試験研究費の 15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構 成員単位で設定することが必要か。	29
問 6-26 一般管理費は税込みで 15%までか。	29
問 6-27 実証管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計 上すれば良いか。	30

問 6-28 R2 年 1 次補正予算（労働力不足の解消に向けたスマート農業実証）のように農業 高校等の参画は必須か。あるいは、必須出ない場合でも、農業高校等と連携し、研修を行 う際の費用は対象となるか。	30
問 6-29 既に所有している農機を用いたシェアリングや作業受託の取り組みは対象となる のか。	30
問 6-30 共同実証機関（コンソーシアム）以外のメーカーから機械を購入する場合、利益 排除は必要か。	30
【採択・契約について】	30
問 7-1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。	30
問 7-2 審査は誰が行うのか。	31
問 7-3 農水省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるの か。	31
問 7-4 実証を行う農場は 1 県 1 地区なのか。また、1 地区当たりの事業費の目安はある のか。	31
問 7-5 実証課題の委託契約は誰と誰が行うのか。	31
【実証の実施期間中について】	31
問 8-1 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。	31
問 8-2 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。	31
問 8-3 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。	32
問 8-4 農研機構からの指示には必ず従わなければならないのか。	32
問 8-5 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。	32
問 8-6 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。	32
問 8-7 生産者のニーズによって様々なスマート農機の提供を行うようなビジネスモデル の実証など、複数パターンの技術体系での実証が想定される場合、どのように効果を検 証すればよいか。	32
【実証の成果、データの取扱いについて】	33
問 9-1 実証グループから農研機構には、具体的にどのようなデータを提出する必要がある のか。	33
問 9-2 すべてのデータを農研機構に提供するのか。	33
問 9-3 農研機構へのデータの提供はどのように行うのか。	33
問 9-4 収集したデータなどの権利はどのようになるのか。	34
問 9-5 実証グループの構成員はデータをどこまで使えるのか。	34
問 9-6 農研機構に提供したデータはどのように扱われるのか。	34
問 9-7 農業データ連携基盤（WAGRI）との連携は要件なのか。	34
問 9-8 農業データ連携基盤上に用意されるデータ保管場所に経営及び営農に関するデー タ等を提供する方針とのことだが、実証グループに対してデータ保管場所の利用料が発 生するのか。	34
問 9-9 経営データには個人情報が含まれるが必ず提出しなければいけないのか。	35
問 9-10 複数の作目を栽培経営し、一部の作目のみを実証する場合、実証に使用していな い作目の経営データも提出する必要があるのか。	35

問 9-11 公募要領の別紙 2「農研機構に提供するデータについて」内に提出必須となるデータが記載されているが、本データに関しても、データマネジメント企画書に記入が必要か。	35
【実証終了後について】	35
問 10-1 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。	35
問 10-2 本事業で得られた知財の所有権（特許権等）はどこにあるのか。	35
問 10-3 本事業に参画した民間企業等の実証終了後の収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）	36
問 10-4 農研機構がデータ分析を行うが、その成果は農研機構と実証グループとの共同成果となるのか。	36
問 10-5 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。	36
【その他について】	36
問 11-1 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。	36
問 11-2 例えば、県経済連でスマート機械を導入して J A や農業公社等に貸与する形をとりたいが、機械を県経済連が固定資産として登録する必要があるか、また登録の際は、減価償却費を計上する必要があるか。	36

【全般】

問 1-1 本事業の趣旨いかな。国としてどのような成果を期待しているのか。

本事業は、我が国農業の成長産業化に向けて、技術発展の著しいロボット技術やAI、IoT等の先端技術を実際の生産現場の栽培体系の中に導入し、技術実証を踏まえつつ、技術の導入による経営効果を明らかにすることで、「スマート農業」の社会実装の加速化を目指すものです。

問 1-2 令和3年度までのスマート農業実証プロジェクトからどのように変わるのか。

これまでのスマート農業実証プロジェクトにおいて、労働時間削減などの効果が見られた一方で、機器導入コストの上昇に伴う所得減少という課題も明らかになりました。このため、今回の公募では、スマート農業実証プロジェクトの取組をベースに、作業集約化（産地での土地利用やオペレータの運用など）や産地単位でシェアリング（機械やデータ）に取り組み、スマート農業技術をより効率的に活用することでコストを低減し、収益性を向上させる取組を行います。

問 1-3 「スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクト」（令和3年度補正予算）と「スマート農業社会実装加速化のための技術開発・実証」（令和4年度当初予算）は何が違うのか。

補正予算は、生産現場のスマート化を速やかに進める観点から、現に機械化が進んでおらず労働負担になっている作業の自動化にかかる技術（露地野菜の自動収穫機及びこれに合わせた栽培管理技術など）の開発や、産地単位での作業集約や営農計画段階からのシェアリング等による運用改善によりスマート農業技術の導入促進を進める実証、社会実装が一層進むよう、実証地区と連携した情報発信等を強化することとしています。

一方、当初予算については、総務省事業と連携して行うローカル5G等の最先端技術を活用した産地単位で行う実証など、技術的なハードルが高いものの中長期的な観点から対応が求められる課題の実施とペレット堆肥の活用促進について検討しています。

問 1-4 実証の対象となる「産地」とはどのくらいの範囲で、何に取り組むことを想定しているか。

産地の範囲については、共通品目を生産、共同作業または共同土地利用を行っているなどのグループを想定していますが、応募者に任意に設定していただきます。

スマート農業技術導入例として、スマート農機を所有し効率的に作業を請け負う中核農家を育成する取組があり、一方で農機を所有せず当該中核農家に作業委託を行うことで経費削減を行う小規模農家が存在します。産地には、スマート農機を直接利用する中核農家のみならず、小規模農家も含めて波及する取組を行っていただくことを期待しています。

問 1-5 作業集約やシェアリングは、具体的にどのような取組を想定しているか。

公募要領に示すとおり次のような取組が考えられます。

作業集約化の事例は、中核農家がスマート農機を保有するとともに、中小農家からの作業集積を行う取組や、集落営農組織が土地集積も含め、スマート農機、オペレータ、土地利用を産地単位で一元化する取組等です。

シェアリングの事例は、産地に密着した組織がスマート農機を保有し、農業者とともに営農計画から作成することで最適な利用調整を行う取組や、生育予測と組み合わせることで収穫機等の利用時期が限定的なスマート農機でも最小限の台数で運用する取組等です。

いずれも、生産者の生産現場における活動を通じて低コスト化が図られることが必要です。例えば、生産者の生産現場における活動が伴わず、産地出荷団体が需要データを利用して有利販売するような活動だけでは取組として不十分と考えます。

問 1-6 作業集約化やシェアリングの取組以外は対象外となるか。

今回の公募は、シェアリングや作業集約化の取組が必須となります。これらの取組の達成に必要なその他の取組についても提案に盛り込むことは可能です。

問 1-7 新規採択に係る予算はいくらなのか。

予算には、令和3年度に採択した31地区の継続分の予算も含まれ、これらの予算は実施状況を評価した上で決定することから、新規採択に係る予算は決まっていません。

問 1-8 新規に何地区採択する予定なのか。

令和3年度に採択した31地区の継続分を除いた予算の範囲内で採択すること、提案課題ごとに事業費に差があることから、新規に採択する地区数は設定していません。

問 1-9 本事業の実施体制はどのようなになるのか。

農林水産省が設置する運営委員会が決定する事業全体の基本方針等のもと、農研機構に進行管理委員会を設置するとともに、その下に営農体系責任者を配置してプロジェクトの進行管理を行います。また、各実証グループに対して農研機構内外の専門家（専門PO）を配置して指導助言を行います。

実証グループは、農研機構と委託契約を締結し、専門POの指導助言を踏まえつつ、広域的で複数の経営体からなる産地をあたかも一つの経営体のように捉え、生産から収穫・出荷、営農・労務管理の各段階の課題に対して、産地ぐるみでスマート農業技術を導入するための実証に取り組んでいただきます。

問 1-10 データ解析や実証グループに対する助言は、農研機構のどこが中心となるのか。

プロジェクトの進行管理委員会を設置するとともに、その下に営農体系責任者を配置し、また、各実証グループに対しては農研機構内外の専門家（専門PO）を配置して、指導・助言に対応することとしています。

【実証グループの体制】

問 2-1 実証グループの体制について、何か制限はあるのか。

実証の実施体制については、機械等の整備、営農やデータ収集等の進行管理、経理等の事務処理等、農研機構との調整を綿密に行っていただける体制を整えてください。

なお、構成員の中から、「実証代表者」、「実証実施責任者」、「進行管理役」を明確にさせていただくこととしています。

また、実証グループには、生産者と「産地を形成する農業団体」を必ず含めるものとし、作業集約やシェアリングに係るサービス事業体や農業コントラクターを活用する場合は、その参画を必須とします。

問 2-2 「産地を形成する農業団体」とは具体的にどのような団体か。

共通品目を生産、共同作業または共同土地利用を行っているなどのグループを産地とし、「産地を形成する農業団体」の具体的な例としては、JAの品目部会や集落営農組織、生産・集出荷グループ、その他の協議会等を想定しています。（法人格をもたない任意団体も含む）

当該団体には、実証した取組やサービスを実証期間後に産地に普及いただくことを期待しています。

問 2-3 「実証代表者」と「実証実施責任者」、「進行管理役」の違いは何か。兼務できるのか。

実証代表者：実証課題の実証計画の企画立案、実施、成果管理を総括する実証課題の代表者。
なお、実証代表者は、日常的に農研機構等からの連絡を受けることが可能で、実証グループの構成員間の連絡調整を確実にできる者を選任してください。なお、実証課題採択後の農研機構との契約者は、実証代表者にかかわらず、代表機関の長とすることができます。

実証実施責任者：所属する機関において実証課題を遂行し総括する責任者。

進行管理役：実証課題の進行管理及びデータ収集・提出の責任者であるとともに、今後の地域のスマート農業の発展を支援する役割を担う者。実証課題へのエフォート率（年間全仕事を100%とした際の当該事業に割く時間配分率）が低くなるような者は選任しないでください。

これらの役割は兼ねることができますが、事業を適切に実施できる体制を整えてください。

問 2 - 4 実証代表者や進行管理役は研究者（研究職の者）でなくても良いか。

それぞれの役割を十分に果たすことができれば、実証代表者や進行管理役は必ずしも研究者でなくても構いません。

問 2 - 5 代表機関の資格要件は何か。

代表機関は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有し、以下の2つの条件を満たす者であること。
 - ア 実証を行うための体制を有すること。
 - イ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。
- ③ 委託契約の締結に当たって、農研機構から提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 日本国内の研究開発拠点及び農場において事業を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする実証について、実証課題の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、代表者及び経理責任者を設置していること。

問 2 - 6 農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の取得は代表機関だけでよいか。

代表機関のみで構いません。代表機関は、応募の際に令和 04・05・06 年度年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しをPDFで提出してください。

問 2 - 7 地方公共団体が代表機関になった場合でも全省庁統一規格の資格の提出は必要なのか。

地方公共団体については提出不要です。

問 2 - 8 予算管理を外部に委託することは可能か。

実証グループ内に、共同実証機関等へ資金を配分するための経理事務体制等が十分に整っている機関等が存在しない場合、実証代表機関に代わって、経理執行業務を担う機関（実証管理運営機関）を実証グループ内に設けて、そこが資金配分等に係る事務を行うことができます。また、そうした実証管理運営機関の経理執行業務に必要な経費についても事業費の対象となります。

（例えば、地方公共団体において、事前に予算措置を要する等の特殊性を考慮し、実証管理運営機関の設置を認めることがあります。）

問2-9 代表機関に経理事務処理体制が整っていない場合、代表機関に代わって共同研究機関が経理を行うことは可能か。また、その際、当該共同研究機関は実証管理運営機関とする必要があるか。

代表機関に経理事務処理体制が整っておらずとも、経理事務体制が整っている共同実証機関がグループ内にあるのであれば、当該共同研究機関を実証管理運営機関として位置づけ、経理関係業務を行うことができます。

問2-10 代表機関に代わって共同実証機関が経理事務を行う場合、提案書にはどのように記載すべきか。

提案書2ページ③「実証グループの構成機関」、及び提案書15ページ(6)「参画機関の概要」の共同実証機関、実証管理運営機関の欄に経理事務を行う共同実証機関を記載してください。

また、提案書様式4「経理事務体制について」の1及び2について経理事務を担当する共同実証機関での経理執行体制について記載してください。

提案書のほか、コンソーシアムを設立する際に、規約、協定書等で経理事務を担当する共同実証機関の担当者を指定してください。

問2-11 実証管理運営機関の資格要件は何か。

実証管理運営機関は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 国内に設置された機関であり、法人格を有すること（個人は実証管理運営機関となることはできません。）。
- ② 事業を推進するに当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。具体的には、以下のアからウまでの全ての能力・体制を有していること。
 - ア 農研機構との委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 知的財産に係る農研機構との事務管理を行う能力・体制
 - ウ 事業費の執行において、区分経理処理、経理責任者の設置、及び複数の者による経費執行管理等、適正な経費執行を行う能力・管理体制（実証開始までに体制整備が確実である場合を含む。）
- ③ 公的機関との委託契約の実績を有するなど、委託契約手続をスムーズに行うことができること。

なお、この措置は特例措置であることから、希望する場合は理由を実証課題提案書に記載していただくとともに、代表機関の経理総括責任者の承認を必要とします。

問2-12 コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」があるが、違いは何か。

コンソーシアムの設立方式の違いは以下のようになります。

- ・ 実施予定の実証計画に関する規約を策定すること（規約方式）
- ・ 実証グループ参画機関が相互に実施予定の実証計画に関する協定書を交わすこと（協定書方式）
- ・ 共同研究契約を締結すること（共同研究方式）

問2-13 実証グループを構成して実証課題を行う場合、応募時にコンソーシアムを設立している必要があるか。

応募時にコンソーシアムを設立している必要はありませんが、代表機関が明確になっている必要があります。コンソーシアムの構成員については、応募時に同意書などの書面は不要ですが、口頭やメール等でも構いませんので、共同で実証を行うことについて、同意を得てください。

採択された場合、契約時（令和4年3月下旬以降）までにコンソーシアムを設立していただく必要があります。

なお、応募時と契約時とで、コンソーシアムの構成員の変更により、著しく実証に障害が生じる恐れがあるなどの場合は、採択を取り消すことがあります。

問2-14 事業費を受け取らずに実証グループに参画することは可能か。

事業費を受け取らない共同実証機関でも実証グループへの参画は可能です。

問2-15 事業費を受けずに実証グループに参加して実証を行う場合、提案書に記載する必要があるか。

事業費を受けない場合でも、実証グループ内での役割等を把握するため記載してください。

問2-16 海外の機関も実証グループに参画することは可能か。

実証課題の遂行に必要な能力を有しており、当該機関の同意が得られれば、海外の機関や企業と実証グループを構成することは可能です。なお、本事業については、生産等の現場での実証課題を行うことから、日本国内の研究開発拠点において実証課題を実施することとしています。具体的には個別にご相談ください。

問2-17 当初、実証管理運営機関を設けて契約し、県の体制が整った後に県が直接契約する形に変更する場合、どのような手続を行えば良いか。

変更契約手続を行うこととなりますので、必要な書類を提出いただくこととなります。契約の変更が考えられる場合は早めに御相談ください。

問2-18 部会や生産団体など法人化されていない組織が参画してもよいか。

経営分析を行う農業者（経営体）を特定していただければ、部会や生産団体等の法人化されていない組織で参画することも可能です。その場合、実証グループ内で代表機関と契約を結ぶのは個人または法人が原則となります。

なお、実証代表機関については、法人である必要があります。

問2-19 部会や生産団体が参画する場合、そのすべての農業者が参画する必要があるか。

全ての農業者が参画する必要はありません。

いずれにせよ、実証を行う農場として実証を行う範囲及び経営分析の位置づけを明確にしてください。

なお、本事業は技術実証のためのものであり、地域の農家に類似の機械を一律に導入するものではありませんので、ご注意ください。

問2-20 地域の中核的な生産者が、自らスマート農機を利用すると併せて、シェアリング等の新サービスを行うようなビジネスモデルを想定している場合、「生産者」と「サービス事業体」が同一主体となりますが、問題ないか。

地域の中核的な生産者やその集合体（例えば青年農業者組合や集落営農組織等の任意団体）のような経営体が、スマート農機を自ら保有し、その農場においてスマート農機を利用すると併せて、他の生産者に対し、スマート農機を貸し付けたり、スマート農機を活用して農作業を受託する等の農業支援サービスを実施する場合についても、スマート農機の稼働率の向上や稼働面積の拡大、導入・活用の際の費用の低減等の効果が期待される場合には、今回の実証の趣旨に即した取組になり得ると考えています。

その際、実証課題提案書においては、「生産者」と「サービス事業体」に同一の者を記載していただくこととなります。

なお、データについては、公募要領3(1)の目標に係るシェアリングや作業集約化に主体的に取り組む組織が提出を必要とするデータと、同(2)の目標に係る個々の実証経営体が提出を必要とするデータをそれぞれ収集してください。

問2-21 「産地を形成する農業団体」として生産部会が参画してデータを収集する場合、法人格がないが、データ提供契約はどのようにすれば良いか。

当該データの内容によって上位組織や行政などがコンソーシアムに参画いただき、契約締結者としてください。

問2-22 農作業受託組織（コントラクター等）が実証グループに参画することは可能か。

可能です。

問2-23 本事業にベンチャー企業も参画できるのか。

本事業は、我が国のスマート農業の技術を総集するものであり、ベンチャー企業の参画に問題はありませぬ。積極的な参画を期待しています。

問2-24 農業機械メーカーに期待する役割は何か。

農業機械メーカーには、実証グループの構成員として、実証で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、農機の操作方法の指導、データの収集や機械の改良、一貫体系の最適化など、技術体系の確立に積極的に関与していただきたいと考えています。

問2-25 農業機械メーカーが実証グループに参加せずに協力会社という立場で参画することは可能か。

本事業では、農業機械メーカーが実証グループの一員として実証に参画することを想定していますので、原則、不可です。

例えば、技術や機械の性能等に基づく技術体系の最適化への提案や、状況に応じた農業機械等の改良の必要性等が想定されることから、実証グループに参画していただくことが望ましいと考えます。なお、本プロジェクトでは、農研機構と契約を締結する実証グループ以外には、協力機関等としてプロジェクトに直接参画することを認めておりませぬ。

問2-26 農業機械メーカーの代理店等が実証グループに参画することは可能か。

農業機械メーカーの代理店等が、実証で活用するスマート農業機械や関連商品を供給するとともに、データの収集や機械等の改良、一貫体系の最適化など、技術体系の確立、普及に適切に対応できるのであれば、可能です。

問2-27 導入する農業機械等のメーカー全てが実証グループの構成員になる必要があるのか。

実証グループの構成員となっている方が望ましいので、原則、必要と考えますが、いずれにせよ、実証グループとしてデータを収集し、必要に応じて農業機械等の改良等を行い、技術体系の最適化、普及に取り組む体制を整えてください。

問2-28 実証グループに自治体や普及指導組織が入ることは要件か。

要件ではありませんが、作業集約に伴う農地の集積の推進や、実証成果を踏まえたスマート農機技術の普及推進などの観点からメンバーとすることを推奨します。

また、「産地を形成する農業団体」に法人格がないときは、上位組織や行政などがコンソーシアムに参画してデータ提供契約を締結していただく場合があります。

問2-29 実証グループの中で経営の専門家を構成員としてもよいか。

実証グループでもきちんと経営評価を行うことは重要だと考えています。そのため、経営の専門家を構成員とすることを推奨します。

問2-30 農研機構が実証グループの構成員となることはあるのか。

農研機構の開発技術を導入普及する場合は、実証グループの構成員となることがあります。

ただし、課題の審査は外部委員による審査委員会で行いますので、農研機構が参画する実証グループも他の実証グループと同等に取り扱われます。（農研機構が参画していることで有利になることはありません。）

問2-31 構成員のエフォートの下限はあるか。

構成員のエフォートに下限は設けませんが、実証グループとしてデータの収集や機械等の改良等に適切に対応できる体制を整備してください。

なお、進行管理役については、他と同じくエフォートに数値的な基準は設けないものの、実証課題の進行管理を担うとともに、事業終了後も地域のスマート農業の発展を支援する役割を期待しており、本実証課題へのエフォート率が低くなるような方は選任しないでください。

問2-32 都道府県や市町村が代表機関として予算の受け皿となる場合、予算計上は必要か。

特に制限はありません。当該自治体の財政ルールに従ってください。

(例えば、適切に予算管理ができる体制を整備した上で実証グループとして口座を開設する方法や、経理執行業務を担う機関(実証管理運営機関)を実証グループ内に設けて資金配分等に係る事務を行うこと等が考えられます。)

問2-33 参画機関の特許権等への取組状況について、参画機関(含む代表機関)に特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が無い場合の扱いか。

代表機関の要件として「知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること」が定められていることから、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が必要と考えます。これらが無い場合は、農研機構との契約締結までに策定していただく必要があります。

代表機関以外の参画機関については、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等が用意されている方が望ましいと考えます。

また、コンソーシアムとして、知的財産等に係る事務管理を行う上で、特許権等の管理指針、ポリシー、規程等は不可欠と考えられますので、コンソーシアム設立時にこれらを策定する必要があります。

問2-34 採択された場合、委託契約を農研機構と実証代表機関が締結するまでに、代表機関はコンソーシアムを構成する全ての構成員より研究倫理教育及び公的研究費の適正使用にかかる研修を実施した旨の「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」をとりまとめて提出する必要があるとのことだが、どのような倫理教育及び研修を行えば良いか。また、構成員として参画する生産者も当該誓約書の提出が必要か。

研究倫理教育及び公的研究費の適正な使用にかかる研修の参考となる下記のウェブサイトをご参照ください。なお、構成員である生産者も「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」の提出を契約締結までにお願います。

○研究倫理eラーニングコース(日本学術振興会)

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

○文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月1日改正)」

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf

○農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年4月1日改正)」

<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/attach/pdf/misbehavior-14.pdf>

○農研機構の研究不正防止計画(令和3年4月1日改定)

https://www.naro.go.jp/public_information/files/abuse_prevention2021.pdf

問2-35 事業費を受けずにコンソーシアムに参加して実証を行う場合であっても、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出する必要があるか。

事業費を受けているかどうかに関わらず、実証グループに参画する全ての機関において研究倫理教育及び公的研究費の適正な使用にかかる研修を実施していただき、「研究倫理及び公的研究費の適正な使用に関する誓約書」を提出していただく必要があります。

問2-36 品目部会は、公募要領4の(1)の①の「カ」に該当し、部会に所属する農家個人が「オ」の生産者に該当するが、別紙1(生産者の定義)の3ポツには「集落営農組織や生産者組織等、専ら生産活動のために、農業を営む者が構成員となっている任意団体」とあり、品目部会も「オ」に該当するように読める。ここでいう「任意団体」とは何か。また、提案書の「母体となる経営体」にはどのように記載すべきか。

生産者は、経営データ等を取得する対象です。別紙1の「任意団体」とは、規約に基づき経営も一体化している「集落営農組織」や「生産者組織」を想定しており、構成員単位で経営が行われている任意団体は、生産者に該当しません。品目部会は「カ」の「産地を形成する農業団体」に該当し、作業集約やシェアリングに係る産地内での総合調整や、実証した取組やサービスを実証期間後に産地に普及するなどの役割を期待しています。「母体となる経営体」欄には、部会の中から経営分析の対象となる生産者(1戸以上)を記載してください。

【実施期間】

問3-1 実施期間が2年間であるのはなぜか。

本事業は、基本的な要素技術の開発ができていない機械や技術をただちに導入し、現場での意見を踏まえ、最適な技術体系の確立に取り組むことを想定していること、十分なデータの取得には1年間では不十分であること等から、2年間としています。

問3-2 実証は令和4年度当初から開始しなければならないのか。年度途中からの計画でもよいのか。

2年間という短期間のプロジェクトであるため、可能な限り早いタイミングで事業を開始するようにしてください。

問3-3 農業機械等の調達はいつまでに行えばよいか。

実証開始後速やかに必要な農業機械等を調達できるよう、実証グループで十分準備を行った上で応募してください。なお、農業機械の調達や実証開始のスケジュールについては実施が適切に行えるかという点から重要であり、審査及び実施期間中にも確認します。

問3-4 4月の採択では間に合わない作業はどうなるのか。また、2年間の実証期間では、同じ作型で2回実証できない場合もあるがよいか。

令和4年度に間に合わない部分の実証については、令和5年度に行ってください。

【実証を行う農場について】

問4-1 実証を行う農場の規模要件はあるのか。

具体的な数値の要件は設定しませんが、産地形成の観点から作目と機械の性能等から合理的であり、当該産地における今後の農業経営に活かすことのできる規模で設定してください。

問4-2 実証を行う農場はすべての経営面積を当てなければならないのか。

本事業は、スマート農業の経営への効果を実証する事業であるため、原則として、全ての経営面積が実証事業の対象になります。また、導入する機械・技術の性能等から合理的であり、今後の農業経営に活かすことのできる規模と認められる場合は経営面積の一部で実証を行うことも可能です。

問4-3 生産者のほ場は借り上げるのか。

本事業においては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は生産者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、ほ場借り上げ費は支給しないこととしています。

問4-4 令和3年度は、「水稻のみを対象とした生産技術の導入を主な目的とした取組は対象としない」との要件があったが、今回も同様か。

水稻に関しては、個々の農業経営における省力化や生産性向上を目的とした実証は、令和元年度から多数地区で実施し、その中で複数経営体によるスマート農機のシェアリング等の実証にも既に取り組み、その効果と課題を確認したところです。

今回は、産地をあたかも一つの経営にとらえて、スマート農機等をシェアリングしたり、各種作業を集約する取組を通じて、スマート農機等の稼働面積をさらに拡大し、導入コストの一層の低減等を図ることが重要となることから、水田関係の取組としては、転作品目も含めた様々な品目・作業にスマート農機を汎用的に活用する取組を優先する考えです。

問4-5 1つの実証グループで複数の作目を実証してもよいか。

複合経営による実証など、提案の内容によってはあり得ると考えられます。また、複数の作目を対象としたシェアリングにおいても、シェアリング効果が高める内容ではあり得ると考えられます。

問4-6 実証する要素技術は、全て新しいものを導入する必要があるのか。

生産から出荷までの各過程で、一部は既存の要素技術を活用し、一部は新しい要素技術を活用した技術体系を組み立てることもあると考えています。このため、各過程全てを新しくする必要はありません。

いずれにせよ、生産から出荷まで体系化した技術により、どの程度生産性向上が図られるのか等、審査基準に基づき評価し、採択することとしています。

問4-7 生産から出荷まで、全ての生育ステージごとに新たな要素技術を入れる必要があるのか。

全ての生育ステージごとに新たな要素技術を導入する必要はなく、現在持っている技術を活かすことも可能です。

問4-8 対象となる技術体系の範囲はどこからどこまでか。加工・販売段階の取扱いは本事業の対象となるのか。

生産者の生産現場における取り組みは必須としていますが、取組内容が輸出やスマート商流など加工、販売段階も含む場合は、それらのスマート化に関する技術も対象になると考えられます。

問4-9 実証を行う農場への視察の受け入れ基準はあるのか。(県外でも受け入れる必要があるのか。)

実証を行う農場は、農業者等が先進的な技術体系を見られる・試せる・体験できる場として提供するものでもあり、視察等は積極的に受け入れるようにしてください。

その際、農業者のみに過度な負担が生じないように、実証グループにおいて視察の受け入れや普及の方策についてあらかじめよく検討しておいてください。また、周辺地域のコロナ感染症の発生状況や自治体の対応方針に鑑み受入の可否を判断するとともに、受け入れる場合は、感染症対策を十分行ってください。

また、視察の受け入れで地域を限定することは適当ではありません。

問 4-10 経営分析の対照区の設定はどのようにするのか。

通常の試験研究で求められるような厳密な対照区の設定は要件とはしていませんが、効果を計測するための実証ほ場との比較対象となるよう原則として慣行ほ場でのデータ収集をお願いします。

問 4-11 機械の安全走行など、実証に伴うリスクはどのような対応になるのか。

本事業に係る損害賠償保険、傷害保険、車両保険、動産保険等は個別に保険引受会社とご契約いただく必要があります。保険料については、雑役務費に計上可能です。

なお、保険料は、本事業の実施期間内についてのみ計上可能です。実施期間外の保険料は計上することはできませんので、保険の契約期間に応じて日割り・月割りにより、保険料を計上してください。保険未加入の事故等によりスマート農機を破損、紛失した場合は、予算の範囲内で修理、再調達等を行っていただくことになります。

問 4-12 規制（農業機械の自動走行やドローンの無人航空等）にはどう対処するか。

法制度やガイドライン等の現行のルールの下、実証を行ってください。具体的には個別にご相談ください。

問 4-13 技術体系を検討するに当たり、要素技術に関して、情報を得たいが、参考となるものはないか。

農林水産省では、スマート農業に関する技術を民間企業等から収集し、その技術概要や問い合わせ先をまとめた「スマート農業技術カタログ」を公表しており、参考になると考えられます。

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html

なお、本情報については、随時更新していきます。

問 4-14 みどりの食料システム戦略に関する取組は必須か。

必須ではありませんが、提案書の7に同戦略の取組に該当する項目がある場合は○を記載する欄と、取組内容を任意に記載する欄を設けており、審査において行政ニーズの観点から程度に応じて加点します。

【事業への応募について】

問5-1 実証目標のうち、産地における経営全体の改善に係るものの目標年次はどのように設定すればよいか。

実証目標のうち、公募要領3(1)の作業集約又はシェアリングを効率的・効果的に行うための機械の稼働面積等や、(2)の生産者における生産技術に係る指標は、実証を通じて直接検証するものなので実証期間終了時を目標年次としています。一方、(3)の産地における経営全体の改善に係るものは、実証成果を踏まえて産地に横展開して効果が現れる時点を目標年次（原則プロジェクト終了後3年（R8年度末）以内）にしてください。

なお、提案書の「実証課題終了後の実証地域における普及についての考え方」など関連する項目と整合するようにしてください。

問5-2 シェアリングを行う場合、個々の実証経営体が提出するデータは何戸から収集すべきか。

シェアリングを行う農家数はサービスを効果的・効率的に進めるために必要な戸数や面積を念頭に設定し、その中の代表的な1農家以上で経営分析を行ってください。

なお、目指す産地の姿が複数の経営規模階層からなることを想定している場合に複数の実証農家で経営分析を行うことを推奨します。また、検討手法が優れている場合は、公募課題審査においてより高評価になるものと考えています。

問5-3 中核農家がスマート農機を導入し、周辺農家からの作業請負に取り組む場合、どのようなデータを収集すべきか。

これまでの実証ではスマート農業技術を導入する中核農家の経営にのみに着目していたため、当該生産者へ作業委託を行う周辺農家における効果など、産地全体にどのように波及しているかの検証が不十分でした。

このため今回、公募要領の実証目標の(3)産地における経営全体の改善に係る定量的な目標を設定いただくようにしました。中核農家が周辺農家からの作業請負を行う場合、中核農家において導入経費、作業時間、収量などのデータを収集するほか、周辺農家において、作業請負によるメリット（作業時間の削減や機械費の削減）と、作業請負利用料金の想定額を比較検討することで、産地全体における効果を検証してください。

こうしたデータを収集・分析し、周辺農家が裨益する効果を具体的に発信することが、担い手への集積など、産地の維持・発展に資するものと考えます。

問5-4 令和4年度当初予算では「スマート農業産地モデル実証」は公募しないのか。

当該予算については、ローカル5Gに関する実証等について新年度に公募を行う予定です。

問5-5 申請時まで、関係者にはどこまで理解を得れば良いのか。

申請時には、実施体制や技術体系の内容等、実証計画について関係者が合意し、採択され次第、実証に着手できる状況にあるようにしてください。

問5-6 e-Rad は実証に参画する者全員が登録する必要があるのか。

公募要領別紙4に示すように、事業費の配分を受ける以下の条件に合致する実証試験担当者はすべて登録する必要があります。一般に研究活動を行わない生産者等も、予算配分を受ける場合は研究者として登録が必要です。

①機関内または農業経営のなかで実証試験の監督者または責任者

(実証代表者、進行管理役、実証農場での監督者などの立場にある者)

②実証試験に必要な物品や役務(※)を選ぶ権限を持つ人、取引行為の担当者

※ 役務には実証試験の対象となる ICT 機器の修繕費などが含まれます。

③補助員(実証試験のために雇った記録係などのアルバイト)の管理者

④実証試験の調査や会議のために出張する者

⑤人件費を事業費から支出される者(補助員、公的機関などを除く)

⑥その他、委託契約書や契約の手引きなどで研究者登録が必要とされている者

なお、農業法人については、人件費の支給がなければ実証試験担当者全員を登録する必要はありません。

問5-7 生産者に予算を配分しない場合でも e-Rad の登録は必要か。

生産者に予算を配分しない場合は、e-Rad への登録は不要です。なお、生産者が実証代表者となる場合は、登録が必要です。

問5-8 e-Rad に個人として登録するにはどうすればよいか。

機関に所属する個人ごとの登録は機関で行います。研究機関としての登録後、機関の ID をもらってから Web 上の操作を行います。

機関に所属しない個人ごとの登録はそれぞれ Web から行います(<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>)。「新規登録の方法」にある「研究機関に所属していない場合」から、「研究者登録申請書」をダウンロードして書類を作成の上、e-Rad 運用担当宛てに郵送してください。登録申請の手続きは2週間ほどかかる場合がありますので、応募予定者は早急に手続きをしてください。

e-Rad 登録方法に関する詳細は、e-Rad ポータルサイト「お問い合わせの方法」(<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>)からお問い合わせください。

問5-9 応募期限までに e-Rad の登録ができない場合には応募申請できないのか。

申請時までに e-Rad 登録が間に合わない構成員がいる場合は、e-Rad 上は代表機関に事業費を計上（上乘せ）するなどして申請することを認めています。ただし、代表機関の e-Rad 登録が済んでいない場合は受付できません。

また、参画する構成員の e-Rad 登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書には構成員として記載されている必要があります。

なお、採択に至った場合、契約締結時までには、e-Rad 登録を済ませ、実証課題の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への事業費の配分は認められません。

問5-10 e-Rad の研究機関の登録は、応募するごとに新たに登録する必要があるのか。

既に登録済みの場合には、新たに登録する必要はありません。

問5-11 コンソーシアムを構成する場合には、コンソーシアムを e-Rad に研究機関として登録する必要があるのか。

登録する必要はありません。コンソーシアムを構成する各機関を e-Rad に研究機関として登録します。

問5-12 e-Rad において応募する際に、提出が必要な書類は何か。

応募の際に提出していただく書類は、「実証課題提案書」及び「データマネジメント企画書」になります。「AI・データ契約 GL チェックリスト」につきましては、応募の際にご提出いただく必要はありませんが、実績報告の際に提出していただき、確認をさせていただきます。

なお、e-Rad において応募書類のアップロードをした後、事務代表者に締め切り時間までに「承認」の処理をしていただく必要があります。承認の処理後、e-Rad の状態が「配分機関処理中」の状態になっているか、ご確認ください。

また、e-Rad にアップロードできるファイルの最大容量は 10MB となりますので、ご注意ください。

【事業費の対象について】

問6-1 実証する技術・機械等はどのようなものが対象となるのか。

実用化・量産化の手前にあるロボットやAI、IoT等の先端技術を対象としますが、個別の技術要件は設定せず、経営面から生産現場が抱える課題の解決に必要なものであればよく、一貫体系を構成する部分的なものでもかまいません。現場での十分な実証・評価が行われていない最新技術を導入するため、必要に応じて改良等を含めた最適化の可能性を踏まえ購入による調達を想定しています。

ただし、営農をする上で最低限必要な一般的なトラクター、アタッチメントや、実証の必要がない既に広く普及している機械等については購入の対象外となります。なお、購入の対象外であっても、実証を行う上でやむを得ず必要な機械等については、リースやレンタルで調達していただくことは可能です。

採択にあたっては、生産コストの低減や収量又は品質の向上の効果が高く、より波及が期待されるもの等を優先的に採択することとしています。

問6-2 事業費や機械・備品費の購入金額に上限はあるか。また、産地単位の取組のために、同一機種を複数台導入することはできるか。

本事業は実装につなげていくことを主な目的としていることから過度に事業規模の大きい取組は対象としないと考えており、1課題あたりの事業費の上限は1億5千万円、機械・備品費の上限は複数の経営体に機械等を導入する場合も含め1億円としています。なお、この額は事業費の目安ではありませんので、節約に努めてください。課題審査においては、事業費の費用対効果も評価の対象となります。

また、購入できるスマート農機は、産地単位での利活用の効率化の検証に必要な最小限のセット数とし、複数台連動作業を行う以外は、原則1台のみ導入してください。

問6-3 圃場センサーや施設の環境制御装置など、個人農家での使用が前提となっていてシェアリングの難しい機器は導入の対象外か。

それらの機器から得られるデータを通じて、作業集約化が行われる場合は導入可能です。例えば、共同利用施設や収穫ロボット等の効率的利用を通じて労働力の効率的配分に取り組むなど、生産者の生産現場における活動を通じて低コスト化が図られる取組を想定しています。

一方、産地がセンサーからの情報で出荷予測を行うだけの取組などは、生産者の生産現場における活動ではないことから、不十分と考えます。

問6-4 スマート農機以外の機器について、例えば、広域的なシェアリングに必要となるスマート農機の運搬用トラック等、実証に必要不可欠なものは、レンタル、リースでの調達が認められるか。

広域シェアリングを行うため、スマート農機の運搬用トラックをレンタルやリースにて調達していただくことは可能ですが、本実証の実施期間中、実証に必要な経費に限って事業費への計上が可能です。実施期間以外は自己負担になりますので、ご注意ください。

問6-5 ベンチャー企業が開発した機械は備品費の対象となるか。

なり得ます。

問6-6 農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに載っていない技術は対象となるか。

なり得ます。

問6-7 海外の技術は対象となるか。

なり得ます。

問6-8 新しい品種や資材は対象となるか。

付加価値の高い品種や新たな栽培方法等をスマート農業技術と組み合わせ、生産性や収益向上を図ることは積極的に取り入れていただきたいと考えていますが、本事業においては、実証で必要となる機械の貸与を除き、生産に要する経費は農業者の負担とし、その収穫物は生産者に帰属する仕組みとしたことから、新品种や資材等については、原則、実証の対象とはなりません。具体的には個別にご相談ください。

問6-9 実証において導入する機械の利益排除の考え方いかん。

構成員が自ら担当する実証目的に応じて、自社及び100%子会社（孫会社等を含む）の製品を委託経費に計上する場合は、利益排除額（製造原価及び諸経費だけの利益を除いた額）を計上してください。

利益排除額の算出は、原則、次の方法によるものとします。

利益排除額＝直近1年間の全国平均価格×（1－経常利益率／100）

問6-10 自社製品を基に改造を加えるが、どのように予算計上すれば良いか。

ベースとなる機械については機械・備品費、改造に必要な材料等は消耗品費での計上が可能です。また、作業を行う者の人件費の計上も可能です。

問6-11 園芸ハウスや畜舎等を建設することは可能か。

本事業では、原則として、園芸ハウスや畜舎等を建設することは想定していません。具体的には個別にご相談ください。

問6-12 既存設備等の改良・改造は、対象となるのか。

実証のための要素技術として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。

なお、改良・改造を行った設備等は、事業終了までに原状回復していただくか、農研機構との契約に基づき、実証の目的で継続使用していただきます。具体的には個別にご相談ください。

問6-13 事業を行うための土地改良に係る経費は、事業費の対象となるか。

技術体系を実証する場合は実証グループで用意していただくことを想定しており、原則として土地改良の経費は対象とはなりません。

(水管理システムを導入する際の升の設置などはありませんが、プロジェクト終了後の取扱いを予め定めておく必要があります。)

問6-14 2年目に新たに機械を導入することは可能か。

機械・備品費は原則、初年度に計上して導入してください。

問6-15 本事業の中で、新たな技術開発に取り組んでもよいか。

本事業では、基本的な要素技術の開発ができている機械や技術をただちに導入し、現場での意見を踏まえ、最適な技術体系の確立に取り組むことを想定しており、一から技術開発をするような内容はなじまないと考えます。開発については令和3年度補正予算「戦略的スマート農業技術等の開発・改良」への応募をご検討ください。

具体的には、個別にご相談ください。

問6-16 システムの導入費、改良費は対象となるか。

対象となります。

問6-17 複数の企業や大学が参画して実証課題の実施を予定しているが、人件費単価はそれぞれの組織により異なっている。経費の対象となる単価は統一する必要があるのか。

人件費単価はそれぞれの機関ごとに給与規程等で定められた単価を用いてください。なお、各コンソーシアム構成員において、実勢に応じた単価を設定している場合は、農研機構で構成要素等の精査を行いますので、単価の設定基準を明確にしてください。なお、人件費の上限等については、公募要領をご覧ください。

問6-18 都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、これらの組織が直接使う経費（旅費等）も事業費の対象となるか。

都道府県の試験研究機関や普及組織が実証グループの構成員として参画する場合、実証課題の実施目的で使用する経費については、代表機関から都道府県庁（試験研究機関や普及組織）へ配分され、活動経費として使用することができます。

問6-19 都道府県の試験研究機関等が実証グループに参画する場合、人件費は対象となるか。

公務員の人件費は対象となりません。

問6-20 補助員であっても実証課題の推進に必要な出張旅費等の経費を支払うことは可能か。

補助員は実証試験のために雇ったアルバイトであり、出張することは想定していません。しかし、コンソーシアム構成員の規程等で補助員の出張等が認められている場合、特段の事情があれば認められることもあります。

問6-21 実証で必要となる農業生産費は事業費の対象となるのか。

本事業においては、実証農場から得られる収穫物は生産者に帰属するものとし、生産に要する費用（人件費、種苗費、肥料費、農業薬剤費、光熱動力費等）は計上できません。

問6-22 実証に参画する農家に対する対価は何が対象となるのか。

本事業では、経営評価を行うため、農家の皆さまにも実証グループの構成員となつていただくことを予定しています。

実証グループの構成員になっていただきますと、本事業に関わるスマート農機等の営農への導入、データ作成などの業務に係る人件費、会議等のための旅費等の実費をお支払いすることができます。

問6-23 実証課題の再委託や業務の外注は支援対象となるのか。

本事業は、コンソーシアム方式による事業であることからコンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。当該実証を直接行う機関が最初からコンソーシアムに参画していただく必要があります。

単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。

問6-24 採択された場合、事業費はいつ支給されるのか。(概算払いはあるのか。)

農研機構と実証グループが委託契約を締結する際、契約書には1年分の支払計画を記入いただきます。概算払いを希望する場合は、当該支払計画に基づき、概算払請求書を提出いただくことで概算払いが可能となります。

支払時期は、契約締結後、概算払請求書を提出いただいた日から同日の属する月の翌月の末日までにお支払いします。

問6-25 一般管理費は試験研究費の15%以内となっているが、これはコンソーシアムの構成員単位で設定することが必要か。

コンソーシアム全体で15%以内です。コンソーシアム全体の15%の内数で、必要な経費であれば、構成員によっては15%を超えることがあっても構いません。なお、「一般管理費」は、競争的資金の「間接経費」とは異なり、本委託事業に必要な管理経費に限定されますので、御注意ください。

問6-26 一般管理費は税込みで15%までか。

一般管理費として計上できるのは、税込みで試験研究費の15%までとなっています。なお、契約締結までは単純に15%を計上していただいて構いませんが、年度末の報告の際には、上記のとおり実際にかかった金額を算出していただく必要があります。

問6-27 実証管理運営機関の経費は事業費の対象になるとのことだが、支出項目は何に計上すれば良いか。

事業費のうち、それぞれ該当する支出項目に計上してください。

問6-28 R2年1次補正予算（労働力不足の解消に向けたスマート農業実証）のように農業高校等の参画は必須か。あるいは、必須でない場合でも、農業高校等と連携し、研修を行う際の費用は対象となるか。

今回の公募では、農業高校等の参画は必須ではありません。また、見学や研修等のアウトリーチ活動に伴う経費は費用の対象となります。公募要領4応募要件等（1）⑥に記載の通り、見学や研修等について、営農及び実証課題の実施に支障のない範囲で積極的に実施をお願いします。

問6-29 既に所有している農機を用いたシェアリングや作業受託の取り組みは対象となるのか。

スマート農機のコスト低減を実証する事業であるため、作業体系にスマート農機を導入する必要があります。なお、実践的な取組として、シェアリングに既に所有している農機（非スマート農機も含む）も含めることは可能で、アプリ開発や既に所有している農機でのデータ取得、運搬費用等の経費は対象となりますが、実証提案書（5）（注3）に記載の通り、スマート農機と認められない機械類の購入費用は計上できません。

問6-30 共同実証機関（コンソーシアム）以外のメーカーから機械を購入する場合、利益排除は必要か。

利益排除を行う必要があるのは、自社及びコンソーシアム内の共同実証機関の製品を購入する場合、また、それらの100%子会社（コンソーシアム内外に関わらず、孫会社等を含む）の製品を導入する場合（いずれの場合も、販売代理店を経由するケースを含む）です。

【採択・契約について】

問7-1 事業採択までどのようなスケジュールで進むのか。

令和3年1月4日から2月7日12時まで公募を行い、書類審査及び審査委員による審査会を経て3月中旬には委託予定先を決定する予定です。

問7-2 審査は誰が行うのか。

実証計画の審査は農研機構から独立して設置する実証課題審査委員会（外部専門家及び行政委員から構成）で行います。

問7-3 農水省が目標値を示して、それに合致しないと採択されないということはあるのか。

実証計画において実証目標を自ら設定していただきます。国が統一の目標値を設定する予定はありません。

問7-4 実証を行う農場は1県1地区なのか。また、1地区当たりの事業費の目安はあるのか。

そのような採択の枠や事業費の目安は設定していません。ただし、機械・備品費の総額が1億円を超えるような場合は、普及可能性などを勘案し、原則として対象となりません。

問7-5 実証課題の委託契約は誰と誰が行うのか。

委託契約は、事業実施主体である農研機構とコンソーシアムの代表機関との間で行うことになります。なお、実証管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うことになります。

【実証の実施期間中について】

問8-1 農家の生産活動にどのような制約がかかるのか。

本事業において、農家の生産活動に特段の制約はありません。実証計画に沿って技術体系の確立に向けて生産活動に取り組んでください。

ただし、新たに導入した技術体系について、技術の効果を高める視点で農研機構と綿密に調整しながら進めることとなるので、機械の活用方法や栽培管理への対応、資材購入や作業時間等のデータの取得と提供等に協力していただく必要があります。

問8-2 生産した農産物の取扱いはどうなるのか。

生産された農産物は農業者に帰属し、販売収入も農業者のものとなります。販売先や価格設定についても、農業者の判断で行っていただいても構いません。

ただし、販売量、販売先、価格等のデータについては、経営分析に必要となるので、必要なデータ提供・利用に係る契約を取り交わした上で農研機構に提供していただきます。

問 8-3 実証を行う農場は収入保険の補てんの対象となるのか。

対象となります。ただし、管理のマニュアル等に従って適切な営農をされていることが前提となりますので、収量減少が見込まれる際に農業者が行う、事故発生の通知の際に、ほ場の状況や農作業日誌を確認することがあります。

問 8-4 農研機構からの指示には必ず従わなければならないのか。

農研機構からの助言等は、技術体系の効果を高めるための専門家としてのアドバイスであり、可能な限り受け入れる方向で調整してください。

問 8-5 資金の流れ（会計報告等の事務手続き）はどうなるのか。

事業費は農研機構から代表機関に配分されます。代表機関は、経理統括責任者を定め、他の参画機関に資金を配分するとともに、会計報告等の事務手続きを行ってください。

問 8-6 農機を購入した場合、圧縮記帳は可能か。

本事業の研究費は補助金ではなく委託費のため、圧縮記帳はできません。

問 8-7 生産者のニーズによって様々なスマート農機の提供を行うようなビジネスモデルの実証など、複数パターンでの技術体系での実証が想定される場合、どのように効果を検証すればよいか。

農業支援サービスには、農作業の受託による労働支援、リースやシェアリング等によるスマート農機等の導入支援、スマート農機の操作等に必要となる人材提供、農産物のセンシングデータから作業や経営判断の支援等、様々なサービスが存在しており、農業者のニーズに対応して、様々なスマート技術を活用することが想定されます。

このため、農業支援サービスを活用して、複数の技術体系での実証が想定される場合には、それぞれの技術体系ごとに、中心となる経営体（1戸以上）を選定の上、それぞれの技術の効果検証に即したデータを取得してください。

【実証の成果、データの取扱いについて】

問9-1 実証グループから農研機構には、具体的にどのようなデータを提出する必要があるのか。

提出いただくデータには、公募要領3(1)シェアリングや作業集約化に主体的に取り組む組織のもの、(2)個々の実証経営体のもの、(3)産地単位での経営改善効果を検証するためのものがあり、それぞれ取得する必要があります。

(1)は、機械の導入費用、維持管理費用、シェアリングの回数などです。

(2)は、生産者の経営に係るデータ（実証ほ場と他のほ場（慣行）別の投下労働や収支に関するデータ等）です。

(3)は、(1)をもとにした産地単位の導入台数、想定される利用料金、(2)をもとにした産地単位の削減された費用や作業時間、及び産地単位の販売金額の変化等です。

詳細につきましては、公募要領「第13 データの収集・提供」及び別紙2表1、表2をご参照ください。なお、各実証グループの目標に応じて、より詳細なデータの提出をお願いする場合があります。

問9-2 すべてのデータを農研機構に提供するのか。

実証グループは、公募要領別紙2表1にお示しした経営及び営農に関するデータ並びに別紙2表2の実施テーマごとに取得が必要なデータを整理の上、農研機構に提供していただきます。

また、実証グループで設定した目標を達成・検証するために必要なデータについては、必要に応じて個別に調整の上、農研機構に提供いただく場合があります。

問9-3 農研機構へのデータの提供はどのように行うのか。

実証グループは、農研機構が別途指定するフォーマットで農研機構に提供していただきます。

具体的には、農研機構が指定するネット上のフォルダにアップロードしていただきます。また、一部のデータについては農業データ連携基盤（以下、WAGRI）を提出先に指定します。WAGRIへの提出は、農研機構がウェブ上で入力する仕組みのほか、フォーマットのファイルをWAGRIにアップロードするシステムがあります。また、実証グループで使用する経営・栽培管理システムによっては、農作業日誌データをWAGRIにアップロードできるシステムが利用できる場合があります。詳細は別途お知らせします。

問9-4 収集したデータなどの権利はどのようになるのか。

データの提供に際しては、農研機構とデータ提供契約を結びますが、これは本事業に関連した農研機構の事業遂行に支障を与えない利用を認めていただくためのものです。提供したデータを生産者や他の実証グループの構成員が利用することを妨げるものではありません。また、その権利はデータ提供契約に明記されます。

問9-5 実証グループの構成員はデータをどこまで使えるのか。

実証グループで取得したデータの取扱いは実証グループで協議の上、活用します。公募要領の別紙3データマネジメントに係る基本方針に記載していますが、各実証グループは協議を踏まえて「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月 農林水産省)を準拠しつつ、データマネジメントプランを作成します。各実証グループはそのデータマネジメントプランに従ってデータを利用してください。

問9-6 農研機構に提供したデータはどのように扱われるのか。

提供されたデータについては、農研機構が各生産者の横断的な経営分析に活用するほか、個人、個々の農場を特定できない状態にして利用されます。また、農研機構とデータ契約をデータ提供者等との間で結ぶことで、データに善良な管理をすることや無断での第三者提供を農研機構が行わないことは契約で約束されます。

問9-7 農業データ連携基盤(WAGRI)との連携は要件なのか。

農業データ連携基盤との連携は要件ではありません。

問9-8 農業データ連携基盤上に用意されるデータ保管場所に経営及び営農に関するデータ等を提供する方針とのことだが、実証グループに対してデータ保管場所の利用料が発生するのか。

実証グループに対してデータ保管場所の利用料は発生しません。
(ベンダーや農機メーカー等が自ら農業データ連携基盤を活用する場合は、各ベンダーや農機メーカー等に対して利用料が発生します。詳しくは農業データ連携基盤協議会にお問い合わせください。)

問 9-9 経営データには個人情報が含まれるが必ず提出しなければいけないのか。

経営データは必ず提出していただきますが、個人情報が含まれない形（氏名や住所等が含まれない形）で収集します。そのため、提出様式を定めて個人情報が含まれないようにすることで、個人情報の流出を避けるようにします。

問 9-10 複数の作目を栽培経営し、一部の作目のみを実証する場合、実証に使用していない作目の経営データも提出する必要があるのか。

経営分析をするには経営全体のデータが必要です。そのため、実証以外の作目でも経営データの提出が必要です。ただし、全てのデータが実証の作目と同等に詳細になるわけではありませんので、個別に相談してください。また、採択後には、経営データについて説明資料の配布や説明会を開催する予定です。

問 9-11 公募要領の別紙 2「農研機構に提供するデータについて」内に提出必須となるデータが記載されているが、本データに関しても、データマネジメント企画書に記入が必要か。

必要です。記入する際は農研機構に提出するデータは委託者指定データとして、委託者指定データにまとめる前の農作業日誌などの元データは農研機構に提出しないので自主管理データとして記入してください。データマネジメント企画書は委託者指定データと自主管理データの整理を狙いとしてますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

【実証終了後について】

問 10-1 実証終了後の機械の取扱いはどのようになるのか。

本事業で農業機械等を導入する際には、農研機構との契約後に実証グループで調達していただき、実証終了後も農研機構とのデータ提供契約に基づき実証の目的で継続使用を希望する場合に限り、実証終了後も各構成員が所有権を持ったまま無償で継続使用することが可能です。なお、実証終了後、継続使用を希望しない場合は農研機構に引き渡し手続きを行っていただくこととなります（実証期間中の軽自動車税等は一般管理費において計上可能）。

問 10-2 本事業で得られた知財の所有権（特許権等）はどこにあるのか。

成果に係る知的財産権が得られた場合、日本バイ・ドール条項（産業技術力強化法第 17 条）に基づき、原則、確認書の提出など一定の手続きを行っていただいた上で、委託先（技術を開発した者）に帰属することとなります。

なお、帰属する特許の取扱いについては、あらかじめ実証グループの構成員間で協定等を締結しておく必要があります。

問 10-3 本事業に参画した民間企業等の実証終了後の収益の取扱いはどうなるのか（収益納付をする必要はあるのか。）

特に制約はありません。

問 10-4 農研機構がデータ分析を行うが、その成果は農研機構と実証グループとの共同成果となるのか。

実証グループ内の参画者により収集・解析された個別の成果については、実証グループの成果として発表いただきたいと考えています。また、契約により農研機構に提出された経営評価に係るデータについては、全事業対象を横断的に解析した後、農研機構の成果として発表していく予定です。

問 10-5 目標が達成できない場合は事業費を返還しなければならないのか。

実証成果については、専門家による評価を行うこととしており、目標を達成できなかった理由が実証グループの準備が十分でなかったり、試験に対する善良な管理義務を果たさなかったことに起因して、試験そのものが十分にできなかった場合などは、返還を求めることがあり得ます。

【その他について】

問 11-1 農家が受け取った委託費に税金は掛かるのか。

個人農家の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となります。特に、委託費で固定資産を購入する場合と、消費的経費（人件費、消耗品費等）に充てる場合とで所得税、法人税の扱いが異なりますので（固定資産を購入する場合には納税額が相対的に高くなります）、詳しくは地域の税務署に相談してください。

問 11-2 例えば、県経済連でスマート機械を導入してJAや農業公社等に貸与する形をとりたいが、機械を県経済連が固定資産として登録する必要があるか、また登録の際は、減価償却費を計上する必要があるか。

本事業の予算で購入した場合でも委託期間中は受託者が所有する必要がありますので、固定資産として登録する必要があります。なお、減価償却費については本事業に計上することはできませんが、決算上の費用として減価償却費を計上することは可能です。